

(別記様式第 1 号)

計画策定年度	平成 2 1 年度
計画改定年度	平成 2 7 年度
計画主体	糸魚川市

糸魚川市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 産業部商工農林水産課
所 在 地 糸魚川市一の宮一丁目 2 番 5 号
電 話 番 号 0 2 5 - 5 5 2 - 1 5 1 1
F A X 番 号 0 2 5 - 5 5 2 - 7 3 7 2
メールアドレス nourin@city.itoigawa.niigata.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	獣類（イノシシ・ニホンザル・ハクビシン・タヌキ・アナグマ・ツキノワグマ・ニホンジカ） 鳥類（カラス・ダイサギ・コサギ・アオサギ・ゴイサギ）
計画期間	平成27年度～平成29年度
対象地域	新潟県糸魚川市

※ダイサギ・コサギ・アオサギ・ゴイサギ（以下「サギ類」と称する。）

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（平成25年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	331.80a 2,242千円
	水稲以外の農作物	1.75a 230千円
ニホンザル	水稲以外の農作物	1.63a 98千円
ハクビシン タヌキ アナグマ	水稲以外の農作物	2.80a 79千円
カラス	水稲以外の農作物	0.21a 30千円
ニホンジカ	水稲以外の農作物	0.00a 0千円
ツキノワグマ	水稲以外の農作物	—（※1）
サギ類	水稲 水稲以外の農水産物	—（※2）

※1 正確な被害数値が把握できない自家消費用の柿や栗の果実の食害、樹木の損傷などが報告されている。

※2 正確な被害数値が把握できない水稲苗の踏圧、自宅鑑賞用の鯉及び放流したアユ、イワナ、ヤマメなどの食害が報告されている。

(2) 被害の傾向

イノシシ	主な被害の傾向は以下のとおり ・ 時期：概ね4月～11月 ・ 地域：市内全域 ・ 状況：水稲、そばの踏み荒らし 野菜の食害 人的被害発生が懸念される。 (農地の掘り起こし被害もあり)
ニホンザル	主な被害の傾向は以下のとおり ・ 時期：概ね4月～12月 ・ 地域：市内山間部 ・ 状況：野菜、果樹の食害
ハクビシン タヌキ アナグマ	主な被害の傾向は以下のとおり ・ 時期：年中出没 ・ 地域：市内全域 ・ 状況：野菜、果樹の食害 (住宅への侵入、糞被害もあり)
カラス	主な被害の傾向は以下のとおり ・ 時期：概ね5月～11月 ・ 地域：市内全域 ・ 状況：野菜、果樹の食害 水稲苗の踏圧 (家畜の餌を食い荒らす被害もあり)
ニホンジカ	主な被害の傾向は以下のとおり ・ 時期：概ね4月～11月 ・ 地域：市内山間部 ・ 状況：野菜の食害
ツキノワグマ	主な被害の傾向は以下のとおり ・ 時期：概ね4月～11月 (年により変動あり) ・ 地域：市内全域 ・ 状況：果樹の食害、損傷 人的被害発生が懸念される。
サギ類	主な被害の傾向は以下のとおり ・ 時期：概ね4月～10月 ・ 地域：市内の一部地域 ・ 状況：水稲苗の踏圧 魚類の食害

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（平成25年度）		目標値（平成29年度）	
イノシシ	333.55a	2,472千円	233.48a	1,730千円
ニホンザル	1.63a	98千円	1.14a	68千円
ハクビシン タヌキ アナグマ	2.80a	79千円	1.96a	55千円
カラス	0.21a	30千円	0.14a	21千円
ニホンジカ	0.00a	0千円	0.00a	0千円
ツキノワグマ	—		—	
サギ類	—		—	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・糸魚川市鳥獣被害防止対策協議会において、国や県の補助事業を活用するなかで捕獲用機材を導入した。 ・猟友会と委託契約を締結し、有害鳥獣捕獲を実施した。 ・狩猟免許試験合格者の試験手数料を全額補助し、狩猟免許取得の推進を図った。 ・わな猟の安全と技術の向上を目的とした研修会を開催した。 ・人身被害対策として、ツキノワグマ、イノシシの出没時に捕獲を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員が減少、高齢化しているなか、猟友会任せではなく被害地域が主体となった被害防止活動が必要である。 ・被害地域住民が狩猟免許を取得し、農地を自己防衛することが必要である。 ・安全でかつ、効果的な捕獲ができるよう、安全講習や技術研修の継続が必要である。

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県の補助事業を活用するなかで糸魚川市鳥獣被害防止対策協議会が電気柵を導入し、耕作地へのイノシシやニホンザルの侵入を防止した。 ・電気柵の普及を図るため、市が電気柵を若干数導入し、試供用として農家に貸し出しを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵を設置した農地の被害が防止される反面、付近の農地に被害が移動、拡大する傾向がある。被害地域だけではなく、その周辺地域が一体となった電気柵の設置を計画することが必要である。 ・電気柵では個体数を減少させることができない（場合によっては一箇所に集まり増加する）ため、捕獲と一体的に実施することが必要である。
<p>その他被害防止に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害地域住民が花火等でニホンザルの追い払いを行った。 ・鳥獣被害防止対策の基礎知識を普及させるため、リーフレットを作成し被害地域に配布するとともに研修会を開催した。 ・センサーカメラを導入し、加害鳥獣の特定と個体数の把握に取り組んだ。 ・ジビエ（野生鳥獣肉）の利活用を図るため、先進地視察を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ等の有害鳥獣捕獲頭数が近年増加している。ジビエ（野生鳥獣肉）の利活用を図るため、取組内容の検討が必要である。

(5) 今後の取組方針

- ・狩猟免許を有する市職員及び猟友会員により糸魚川市鳥獣被害対策実施隊を中心に、鳥獣被害防止活動に取り組む。
- ・電気柵を設置した農地の被害が防止される反面、被害地域の拡大により依然として多くの地点で痕跡や目撃の情報があり、加害鳥獣の数は依然として高い水準にあると推測されるため、更に加害鳥獣を捕獲すると共に、電気柵による被害防除に一体的に取り組む。
- ・猟友会員が減少、高齢化しているなか、狩猟免許の取得に対して支援を行い、捕獲従事者の増員と育成を図るとともに、被害地域住民が自ら農地を守る意識づくりと体制を整備する。
- ・被害地域だけではなく、その周辺地域が一体となった電気柵の設置を進める。
- ・捕獲従事者に貸し出す捕獲用機材を計画的に導入し、捕獲頭数を増やすとともに、捕獲従事者の経済的負担の軽減を図る。
- ・安全かつ効果的な捕獲ができるよう、安全講習や技術研修を継続して行う。
- ・ICTを活用した効率的な捕獲技術の導入を検討する。
- ・エサとなる放任果樹の除去を徹底するとともに、緩衝帯の設置や里山整備を地域住民と林業関係者が一体となり取り組み生息環境管理を行う。
- ・近隣市町村にまたがる被害もあることから、上越市を始め、長野県小谷村、富山県朝日町との情報の共有と連携を図り、被害防止対策に取り組む。
- ・新潟県ツキノワグマ管理計画に基づきツキノワグマの個体数安定維持を図るなかで、農林業被害の低減と人身被害の防止に取り組む。
- ・県、学識経験者等と連携し、被害防除対策、個体数管理、生息環境整備に取り組む中で農作物被害の低減に取り組む。
- ・被害地域住民への聞き取りや関係機関との情報共有の強化等により、正確な被害状況の把握に努める。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・猟友会と捕獲等に関する委託契約を締結し、有害鳥獣捕獲許可が出た際に猟友会員が従事者として捕獲に当たる。
- ・猟友会員が減少、高齢化していることを受け、狩猟免許を有する市職員及び猟友会員により糸魚川市鳥獣被害対策実施隊を中心に、わな設置後の管理等、猟友会の補助的役割を担う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
27年度 ～ 29年度	イノシシ ニホンザル ハクビシン タヌキ アナグマ カラス ニホンジカ ツキノワグマ サギ類	<ul style="list-style-type: none">・狩猟免許取得にかかる費用を助成し、捕獲従事者の増員を図る。・捕獲用機材の安全な取扱いと捕獲技術の向上を目的とした研修会を開催し、捕獲従事者の育成を図る。・被害状況に応じて捕獲用機材を導入し、効果的な捕獲体制を整備する。・テレメトリー調査によりニホンザルの群の数、個体数及び行動域等を把握し、適正な捕獲を行う。・新潟県ツキノワグマ管理計画に基づきツキノワグマの適正な捕獲を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

- ・イノシシの捕獲頭数は平成25年度54頭。電気柵は普及してきているが、被害地域が移動、拡大していることや繁殖力が高いため、農作物の被害金額は増加したことから、継続した捕獲が必要である。山間部から人家付近にまでイノシシの痕跡が多く目撃されていることから、新潟県イノシシ管理計画を踏まえ捕獲計画数を300頭程度とする。
- ・ニホンザルの捕獲頭数は平成25年度14頭。農作物の被害金額は減少したが、家庭菜園の被害は依然として発生しており、修復や回復により被害額に至らない軽微なものが多数ある。農家の営農意欲存続のために継続した捕獲が必要であり、新潟県ニホンザル管理計画を踏まえ50頭程度の個体数調整（捕獲）を行う。
- ・ハクビシン、タヌキ、アナグマの捕獲頭数は平成25年度合計48頭。農作物の被害金額は減少したが、家庭菜園の被害は依然として発生しており、修復や回復により被害額に至らない軽微なものが多数ある。農家の営農意欲存続のために継続した捕獲が必要であり、捕獲計画数を各50頭程度とする。
- ・カラスの捕獲羽数は平成25年度258羽。農作物の被害金額は減少したが、水稻苗の踏圧や家庭菜園の被害は依然として発生しており、修復や回復により被害額に至らない軽微なものが多数ある。農家の営農意欲存続のために継続した捕獲が必要であり、捕獲計画数を500羽程度とする。
- ・ニホンジカの捕獲頭数は平成25年度7頭。農作物の被害金額は少額であるが、家庭菜園の被害は発生しており、修復や回復により被害額に至らない軽微なものが多数ある。また今後、樹木の損傷被害の発生が懸念されるため、継続した捕獲が必要であり、捕獲計画数を30頭程度とする。
- ・ツキノワグマの捕獲頭数は平成25年度15頭。人里への出没はエサとなる奥山の堅果類の豊凶状況等によって左右される。農林業被害の低減と人身被害を防止するために、新潟県ツキノワグマ管理計画を踏まえ必要最小限の捕獲を行う。
- ・サギ類の捕獲羽数は平成25年度21羽。依然として水田や河川等で多く目撃されており、正確な被害数値が把握できない水稻苗の踏圧や魚類の食害は発生していると推測される。継続した捕獲が必要であり、捕獲計画数を50羽程度とする。

※上記の捕獲計画数については、被害状況に合わせて適正な数に修正を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
イノシシ	300頭程度	300頭程度	300頭程度
ニホンザル	50頭程度	50頭程度	50頭程度
ハクビシン タヌキ アナグマ	各50頭程度	各50頭程度	各50頭程度
カラス	500羽程度	500羽程度	500羽程度
ニホンジカ	30頭程度	30頭程度	30頭程度
ツキノワグマ	必要最小限の数	必要最小限の数	必要最小限の数
サギ類	50羽程度	50羽程度	50羽程度

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
イノシシ	電気柵 (50.00ha) (整備累計224.29ha)	電気柵 (50.00ha) (整備累計274.29ha)	電気柵 (50.00ha) (整備累計324.29ha)

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
27年度 ～ 29年度	イノシシ ニホンザル ハクビシン タヌキ アナグマ カラス ニホンジカ ツキノワグマ サギ類	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止対策に関する研修会を開催する。 ・被害防止活動に取り組む意識啓発を図る。 ・電気柵の材料費の一部を助成し、電気柵設置の普及を図る。 ・既存の電気柵の機能維持のため、適切な管理等について、啓発や指導を行う。 ・放任果樹の除去を徹底するとともに、緩衝帯の設置や里山整備を地域住民と林業関係者が一体となり取り組み生息環境管理を行う。 ・テレメトリー調査を発展させたサル接近警報システムの活用について検討し、追い払い体制の強化を図る。 ・被害地域住民への聞き取りや関係機関との情報共有の強化等により、正確な被害状況の把握に努める。

5 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	糸魚川市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
糸魚川市商工農林水産課	事務局を担当し、協議会に関する連絡、調整を行う。
糸魚川市環境生活課	協議会における事業や幹事会による具体的な対策の検討を行う。
ひすい農業協同組合	〃
糸魚川地域振興局	〃
上越農業共済組合	〃
新潟県猟友会糸魚川支部	協議会における事業の検討、捕獲、追払いなどの専門的な対策を実施する。
新潟県猟友会西頸城支部	協議会における事業の検討、捕獲、追払いなどの専門的な対策を実施する。
鳥獣保護員	協議会における事業の検討、鳥獣の生態系の情報提供や有害鳥獣捕獲の指導を行う。
地区代表者	被害防止活動を実施する。
糸魚川警察署	住民の被害防止を図る。

(2) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・狩猟免許を有する市職員及び猟友会員により糸魚川市鳥獣被害対策実施隊を中心に、鳥獣被害防止活動に取り組む。

(3) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・野生鳥獣の生態に詳しい専門家から、鳥獣被害対策に関する助言・技術的な指導を受けながら現地研修会等を進め、地域住民が一体となり自ら被害防止活動を行えるように意識啓発の浸透に努める。

6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・捕獲現場で埋設するなど適正に処理する。
 ・ジビエ（野生鳥獣肉）の利活用の取組を検討する。